

あいち銀行「あいぎんビジネスダイレクト[セキュアプラス]ご利用規定」新・旧対比表

改定前	改定後
<p>第 25 条（口座振替依頼）</p> <p>1. 口座振替依頼の内容</p> <p>(1) 当行は、契約者の依頼に基づき、契約者の顧客（以下「預金者」といいます）に対する売上代金等の請求について、「データ伝送サービス」を利用した口座振替依頼収納事務を受託します。</p> <p>(2) 振替代り金の入金口座は、代表口座とします。また、預金者からの引き落としを指定できる預金口座は、当行本支店にある当行所定の預金科目とします。</p> <p>(3) 契約者は、口座振替依頼払い等に関する届出書（以下「届出書」といいます）に基づいて作成した預金者あての請求明細を、あらかじめ指定された当行所定の日時までに当行あてに送信し、<u>あわせて口座振替依頼サービスデータ伝送依頼書を当行あてにファクシミリにより送信するものとします。</u></p> <p>【以下第25条部分 略】</p>	<p>第 25 条（口座振替依頼）</p> <p>1. 口座振替依頼の内容</p> <p>(1) 【変更なし】</p> <p>(2) 【変更なし】</p> <p>(3) 契約者は、口座振替依頼払い等に関する届出書（以下「届出書」といいます）に基づいて作成した預金者あての請求明細を、あらかじめ指定された当行所定の日時までに当行あてに送信<u>するものとします。</u></p> <p>【以下第25条部分 略】</p>